

前橋市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、都市計画部及び議会事務局の定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年10月19日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	田	村	盛	好
同	阿	部	忠	幸
同	金	井	清	一

内 監

令和2年10月19日

前 橋 市 長 山 本 龍 様
前橋市議会議長 鈴木俊司様

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	田 村 盛 好
同	阿 部 忠 幸
同	金 井 清 一

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

定期監査結果報告書

1 監査基準

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号）に準拠し実施しました。

2 監査対象部局

都市計画部

都市計画課、建築指導課、建築住宅課、市街地整備課、区画整理課
議会事務局

3 監査期間

令和2年8月25日から同年10月19日まで

4 監査対象

令和2年度における財務に関する事務の執行。ただし、必要に応じて令和元年度も対象としました。

5 監査委員の除斥

議会事務局の監査のうち政務活動費の監査において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定により、阿部忠幸監査委員及び金井清一監査委員は除斥しました。

6 監査方法

歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要聴取を行い、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施しました。

監査に当たっては、財務に関する事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置くとともに、下記の項目を監査重点項目として定めました。

- (1) 補助金等交付事務について
- (2) 契約事務について
- (3) 財産管理事務について
- (4) 債権管理事務について
- (5) 現金取扱事務について
- (6) 雇用管理事務について
- (7) 管外出張事務について

7 監査結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、一部に改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長に対して改善等を指導しました。

- (1) 都市計画部都市計画課（指摘事項1件）

ア 債権管理事務について（指摘事項）

屋外広告物許可等手数料において、履行期限までに納入しない者に対し、債権の管理に関する条例施行規則第3条で規定する履行期限後20日以内に督促状を発していなかった。

債権の管理に関する条例、同条例施行規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(2) 都市計画部建築指導課（指摘事項1件）

ア 補助金等交付事務について（指摘事項）

令和元年度木造住宅耐震改修費補助金において、交付申請書に記載された工期を過ぎてから変更申請書が提出され、承認しているものがあった。また、実績報告書に記載された工期においても承認前の工期が記載されているにもかかわらず、十分な審査を行わないまま提出を受け、交付を確定していた。

補助金等交付規則第8条及び第10条にのっとり、補助事業の内容に変更が生じるときは遅滞なく変更申請書の提出を求めるとともに、実績報告書の提出を受けたときはより適切な補助金確定の審査を実施するよう努められたい。

(3) 都市計画部建築住宅課（要望事項2件）

ア 債権管理事務について（要望事項）

市営住宅敷金に係る聴き取りにおいて、残高の総額は財務会計システムで把握していたが、住宅システム側の残高総額との突合ができない状況とのことだった。その結果、昭和34年から平成21年12月までの間に生じたと推定される金額の不一致が認められたため、その対応を図るとともに、令和元年12月の新住宅システム導入に伴い両者の突合が可能となったことから、今後は定期的に突合及び確認をされたい。

また、歳入歳出外現金等の年度末における残高においては、翌年度に繰り越すものとされていることから、財務規則第141条及び第142条にのっとり、残高の総計を含め所属長まで定期的に報告するよう取り扱われたい。

イ 少額工事の発注手続について（要望事項）

おおとも老人福祉センター外壁改修工事(南、東側)ほか4工事において、工事の施工及び契約についての起案に仕様書が添付されていなかった。また、嶺公園管理事務所応接室エアコン改修工事(第1号)ほか3工事においても、少額工事(簡易工事)の施工及び契約についての起案に仕様書が添付されていなかった。

工事を実施するに当たっては、少額工事事務処理要領第7条又は第10条にのっとり、必要な仕様書を添付した起案をするよう取り扱われたい。

(4) 都市計画部市街地整備課（要望事項1件）

ア 現金取扱事務について（要望事項）

保留地処分金収納に係る市民へのつり銭交付において、職員の個人的な金銭により対応していた事例があった。

公金の取扱いに係るつり銭準備資金については、会計管理者から交付を受けられたい。

(5) 都市計画部区画整理課（指摘事項1件、要望事項1件）

ア 財産管理事務について（指摘事項）

駒形第二（仮称）先行買収用地（行政財産）である駒形町157番26所在土地ほか1件において、車両の駐車、花きの栽培、生ごみ処理容器の設置など無断で使用されており、不適正な管理状況であった。また、度重なる監査の指摘事項を受けて、柵及び市有地である看板の設置による境界の明示はされていたが、柵の一部に開口部があり、車両等の進入が可能となっていた。更に、前回監査の指摘事項に対する措置状況において、状況に応じて行われた行政財産目的外使用許可による使用料の徴収も行われていなかった。

行政財産が市の許可もなく、長年にわたって一部の者に不正に使用されている状態は看過できないところであり、車両等の進入を可能としている開口部を柵で閉鎖するなど無断使用を防止する対策を直ちに講じ、財務規則第184条にのっとり適正な管理を行うよう改善されたい。

イ 少額工事の発注手続について（要望事項）

六供土地区画整理事業 都市計画道路整備工事（第1工区）ほか4工事において、工事の発注をするに当たり、少額工事の施工及び契約についての起案に仕様書が添付されていなかった。

工事の発注に当たっては、少額工事事務処理要領第10条にのっとり、必要な仕様書を添付した起案をするよう取り扱われたい。

(6) 議会事務局

財務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。